

平成24年度
佐世保市水道局事業概要



佐世保市水道局

平成 24 年度佐世保市水道局事業概要（目次）

	頁
1 水道	
1 1 事業沿革	1
1 2 平成 24 年度事業概況	3
1 3 平成 24 年度主な出来事	6
1 4 資料編	
1 4 1 事業部編	
1 4 1 1 水道	7
1 4 1 2 簡易水道	13
1 4 1 3 水質	15
1 4 2 経営管理部編	
1 4 2 1 料金	16
1 4 2 2 財政	17
1 4 3 水道事業業務実績	20
2 下水道	
2 1 事業沿革	21
2 2 平成 24 年度事業概況	23
2 3 平成 24 年度主な出来事	25
2 4 資料編	
2 4 1 事業部編	
2 4 1 1 下水道	26
2 4 1 2 再生水	29
2 4 1 3 水質	31
2 4 2 経営管理部編	
2 4 2 1 使用料及び負担金	32
2 4 2 2 財政	34
2 4 3 下水道事業業務実績	37
3 機構	
3 1 機構図	38
3 2 事務分掌	39

水道

1.1 事業沿革

佐世保市水道のあゆみ (水道の創設)

本市の水道は、明治時代に誕生しました。当時は海軍鎮守府の設置にともない、人口が増加し防疫・防災のため水道水の必要性が大きく増加したことから、明治36年4月旧海軍水道の分与を受け、人力により水の配給を行ったことを始まりとし、明治40年9月に全国10番目の近代水道（鉄管による給水）として給水を開始しました。

(水道運営の一本化)

昭和25年に制定された旧軍港市転換法に基づき軍由来の水道施設が市へ移管されることとなり、軍・市の各々が運営していた水道は市の水道として一本化されることとなりました。

(事業経過)

佐世保市では創設期から終戦までに1期～4期の拡張事業を行い、終戦後は5期から8期までの拡張事業を完成させ、現在は9期拡張事業を継続しているところです。

事業名	認可年月日	目標	事業概要
創設	M38.8.11	M41.3	施設拡張・配水管布設
第1期拡張	M41.8.29	M42.3	〃
第2期拡張	M44.5.15	M44.12	〃
第3期拡張	T12.2.5	T15.3	〃
第4期拡張	S9.3.31	S15.5	菰田ダム建設
第5期拡張	S26.12.16	S31.3	川谷ダム建設
第6期拡張	S33.1.21	S36.3	高部地区給水
第7期拡張	S39.12.7	S46.3	下の原ダム建設
第8期拡張	S45.3.31	S48.3	川棚川取水
第8期(追加)	S47.1.10	S50.3	俵ヶ浦半島給水
第9期拡張	S51.1.10	S60.3	石木ダム建設
第9期(追加)	S54.3.22	S60.3	浅子・高島地区給水
第9期(追加)	S56.12.24	S60.3	針尾・江上地区給水
第9期(追加)	H3.4.9	H11.3	中里北地区他給水
第9期(追加)	H8.3.29	H17.3	上柚木地区給水
第9期(追加)	H12.10.25	H29.3	下の原ダム再開発 上小舟・柚木地区給水
第9期(届出)	H17.3.18	H29.3	新港地区給水
第9期(届出)	H17.3.18	H29.3	吉井町水道事業譲受
第9期(届出)	H18.3.28	H29.3	小佐々町水道事業譲受
第9期(届出)	H22.3.26	H29.3	江迎町水道事業譲受
第9期(届出)	H23.1.27	H29.3	浄水方法の変更

1.1 事業沿革

(佐世保市上下水道ビジョン)

平成20年4月に水道事業及び下水道事業のマスタープランとなる「佐世保市上下水道ビジョン」を策定しました。これは、国のビジョンや本市の第6次総合計画を踏まえて基本理念を示しています。

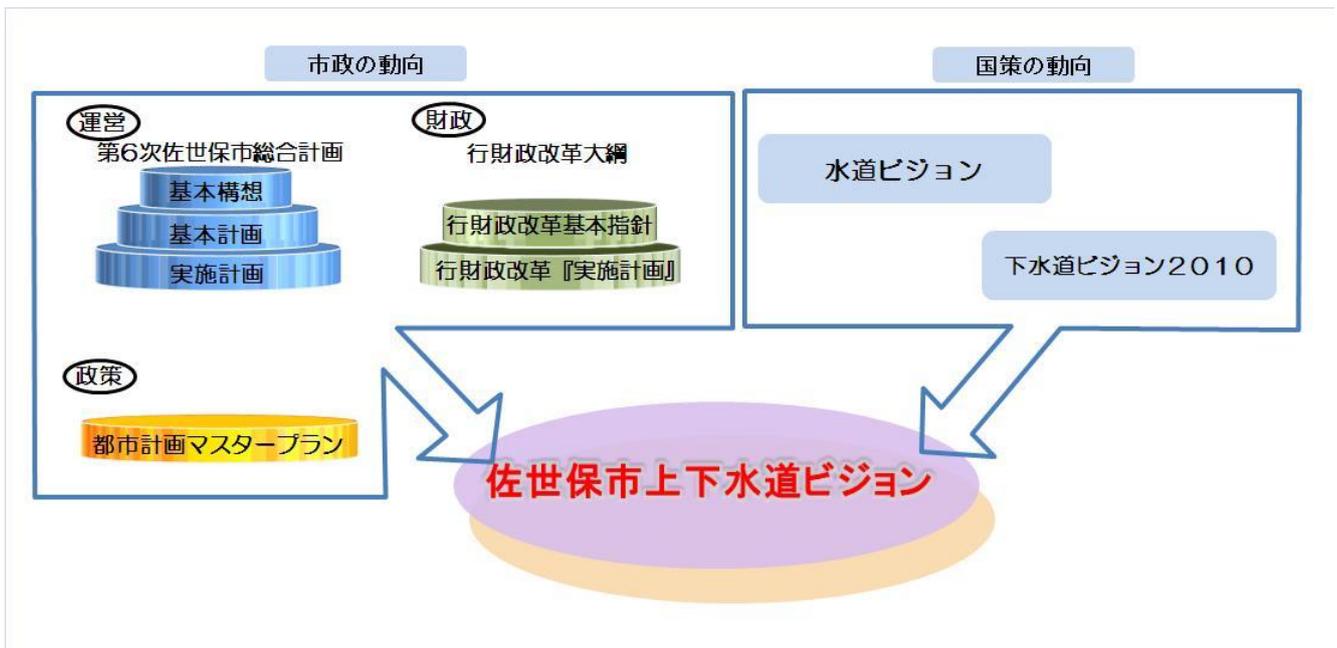
基本理念 「信頼される水道及び下水道を次の100年へ」

佐世保市上下水道ビジョンのうち水道事業に関して、基本理念を元に基本方針を示しております。

基本方針

- 「安全で安心な水づくり」
- 「快適で安定した水づくり」
- 「環境に配慮した水づくり」

佐世保市水道局では、上記を基本理念として掲げ、基本方針を基に現実の問題・課題に対応しております。



なお、平成24年度は、上下水道ビジョン当初5ヶ年間の「前期計画」の取組みについて総括し、現在の社会情勢等を踏まえて見直し、「後期計画」の策定を行いました。

後期計画は、より計画の実現性を高めるため、具体的な実施計画（アクションプラン）をもち、財政計画とも整合をはかった計画としました。

また、「選択と集中」の考え方により、重点的に実施すべき課題について強力的に推進してまいります。

1.2 平成24年度事業概況

本年度も、「安全で安心な水づくり」「快適で安定した水づくり」「環境に配慮した水づくり」の基本方針をふまえて、水道施設の維持管理・改良整備及び更新等を実施しました。主な事業概況は次のとおりです。

1 給水状況

年間総配水量は、30,001,174 m³で、前年度 30,344,366 m³と比べ 343,192 m³ (1.1%) 減少しました。

また、有収水量については、25,704,748 m³で、前年度 26,048,845 m³と比べ 344,097 m³ (1.3%) 減少しました。

2 平成24年度主要事業

① 水道施設整備事業

・吉福導水管布設工事や吉井町配水管布設（その15）工事等が完了しました。



【吉福導水管布設工事】



【吉井町配水管布設（その15）工事】

・管路の漏水防止対策のため配水管（赤崎町1411付近配水管布設その2）等の老朽管（延長3,565.9m）を布設替えしました。また、安定給水のため（干尽町周辺配水本管布設その5-2）等の新設管（延長352.6m）を布設しました。（水道施設再構築事業）

・北部地区遠方監視装置整備（その3）の配水施設整備、下の原隧道補強工事の導水施設整備、市内一円の配水管移設等を行いました。（改良事業）



【北部地区遠方監視装置整備（その3）工事】



【下の原隧道補強工事】

・世知原及び宇久地区において配水管布設（延長222.2m）などを行いました。（簡易水道事業）



1.2 平成24年度事業概況



②北部浄水場（仮称）統合事業

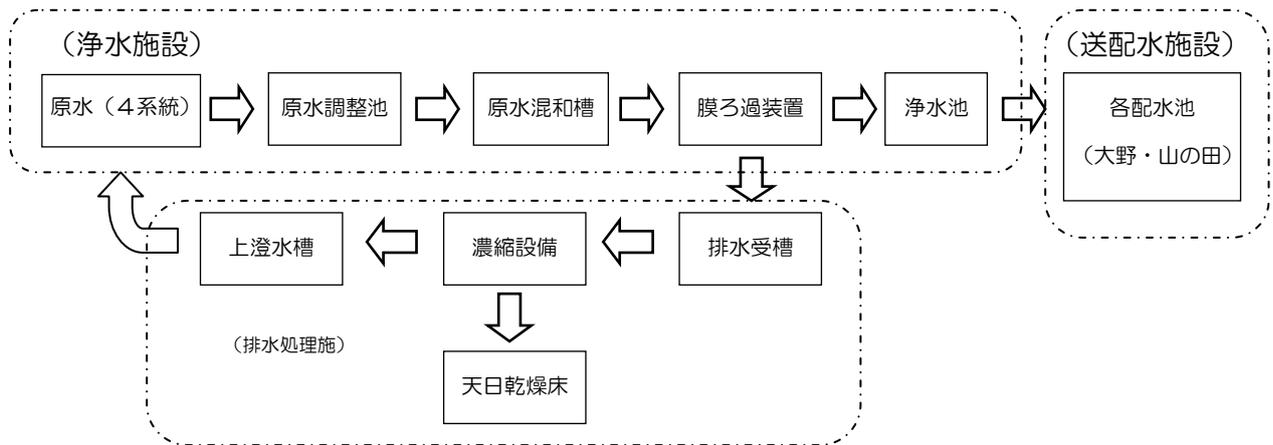
【施設の概要】

項目	内容
事業名	佐世保市北部浄水場（仮称）統合事業
事業方式	DBO 方式
事業期間	平成 22 年 10 月 29 日～平成 42 年 3 月 31 日
設計・建設期間	平成 22 年 10 月 29 日～平成 27 年 3 月 31 日
維持管理・運営期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 42 年 3 月 31 日
浄水処理能力	50,600m ³ /日

【事業の特徴】

- ・設計、建設及び維持管理を含んだ DBO 事業で行います。
- ・膜ろ過方式により安定的な水供給を行います。
- ・水質の連続的な測定により、安全性を確保します。
- ・太陽光などの未利用エネルギーを活用します。

【処理フロー】



【24 年度概況】

山の田浄水場と大野浄水場を統合した膜ろ過方式による北部浄水場（仮称）の本格的な本体工事に平成23年度より着手して2年が経過しました。

平成24年度は、前年度から継続工事の、「管理・膜ろ過棟」、「原水混和槽」及び今年度から工事の、「原水調整槽」の建設及び施設内の設備工事を完了しました。

また、平成25年6月からの施設の一部供用開始に向けて、平成25年2月から施設の試運転を実施しました。

今後は、平成27年度からの全体供用開始を目指し、「浄水池」（平成26年度工事）と「汚泥濃縮槽」、「天日乾燥床」（平成25年度工事）の建設及び設備工事を実施していきます。



1.2 平成24年度事業概況



※赤塗部が平成24年度までに工事実施済の施設

【建設工事の現況】（平成25年3月 山の田貯水池より撮影）



③ 第9期拡張事業

石木ダム建設関連事業として、県が事業主体として行う、調査設計費の一部を負担しました。

3 経営状況

事業収益は、6,309,919千円で前年度6,425,122千円に比べ、115,203千円（1.8%）減少しました。これは、主に給水収益において、業務営業用の使用水量の減などにより93,348千円（1.6%）、他会計補助金において、43,608千円（10.6%）減少したことなどによるものです。一方、事業費用は、5,169,401千円で前年度5,254,098千円に比べ、84,697千円（1.6%）減少しました。これは、主に浄水費において水質検査手数料の減などにより74,121千円の減、また、減価償却費において45,215千円減少したことなどによるものです。

以上の結果、事業収益から事業費用を差し引いた収支差引きは1,140,518千円の純利益となりました。当年度末処分利益剰余金は1,140,518千円となり、この生じた利益は、減債積立金・建設改良積立金へ積み立てを行い、借入金の返済及び水道施設の整備の財源として使用します。



1.3 平成24年度主な出来事



6月

11日

石木ダム建設について、国土交通省の「できるだけダムに頼らない治水への政策転換」に伴い、平成22年から県において検討作業が進められ、昨年7月26日に県は国へ「継続」との検討結果報告を行っていましたが、国においても「継続」との対応方針が示されました。

7月

30日、31日 佐世保の水 パネル展

国が制定した「水の日」（8月1日）にあわせて水に関するパネル展示を実施しました。



8月

28日 石木ダム建設促進パレード

石木ダムの必要性と、市民と行政が想いをひとつにして、建設促進に取り組んでいることを改めて、広く佐世保市内外にPRするため石木ダム建設促進パレードを実施しました。



1月

～3月

第九期拡張事業（石木ダム事業）の再評価を行うにあたり、学識経験者等の第三者からの意見聴取のため、佐世保市上下水道事業経営検討委員会に再評価内容を諮問しました。委員会から「継続」が妥当である旨の答申を踏まえ、本市は事業継続を決定し、3月15日に国へ報告しました。

平成21年11月に申請しておりました事業認定申請について、賛成派、反対派の双方から意見を聴取する「公聴会」が認定庁の主催で3月22日、23日に川棚町公会堂で開催されました。本市も長崎県とともに石木ダムの必要性を訴えました。

資料編



1.4.1.1 資料編(事業部編・水道)



(1) 取水施設

a) 認可施設

地 区	名 称	水源・水系名河川名等	種別	取水能力（許可取水量等）	
				m ³ /s	m ³ /d
佐世保	山 の 田	佐世保川水系 佐世保川	表流水（ダム）	0.073	6,300
	転 石	相浦川水系 久保仁田川	表流水（ダム）	0.031	2,700
	菰 田	相浦川水系 小川内川	表流水（ダム）	0.146	12,600
	相 当	相浦川水系 牟田川	表流水（ダム）	0.066	5,700
	川 谷	相浦川水系 相浦川	表流水（ダム）	0.154	13,300
	相 浦 川	相浦川水系 相浦川	表 流 水	0.052	4,500
	下 の 原	小森川水系 鷹の巣川	表流水（ダム）	0.171	14,800
	川 棚	川棚川水系 川棚川	表 流 水	0.173	15,000
	小 森 川	小森川水系 小森川	表 流 水	0.024	2,100
	小 計				0.890

吉井	御 橋	佐々川御橋水源	表 流 水	0.0167	1,440
	踊 瀬	踊瀬ダム 吉元川	表 流 水	0.0139	1,200
		踊瀬川水源	表 流 水	0.0046	400
	小 計				0.0352

小佐々	つ づ ら	小佐々川水系 つづら川	表 流 水	0.0286	2,470
	鎌 投	鎌投・深井戸	地 下 水	0.0104	900
	平 原	平原・深井戸	地 下 水	0.0017	150
	楠 泊	祝ヶ浦・大野川・楠泊貯水池	表 流 水	0.0056	480
	小 計				0.0463

江迎	潜 竜	第2水源 江迎川	表 流 水	0.0081	700
		第3水源 潜竜浄水場内	地 下 水	0.0068	590
	猪 調	第4水源 深井戸	地 下 水	0.0017	150
	中 尾	第1水源 嘉例川	表 流 水	0.012	990
	小 計				0.0286

合 計				1.0001	86,470
-----	--	--	--	--------	--------



1.4.1.1 資料編(事業部編・水道)



b) 認可外施設

区分	名称	水源・水系名河川名等	種別	施設能力 m ³ /日	備考
暫定	川棚(暫定豊水)	川棚川水系 川棚川	表流水	5,000	暫定豊水水利

※暫定豊水水利：石木ダムが完成するまでの間、河川水が豊かな場合に限り暫定的に取水することができる水利権。

予備	四条橋	相浦川水系 相浦川	表流水	18,000	慣行水利
	三本木	相浦川水系 相浦川	表流水	4,500	慣行水利
	岡本湧	湧水	湧水	1,000	

※慣行水利：河川法が施行される明治 29 年以前から、社会的な承認の下に取水を行っていた事実について、既得権として認められた水利権

岡本貯水池

岡本貯水池は日清戦争後、旧海軍によって農業用のため池を改造してつくられました。

第 2 貯水池は、当時では珍しい円形の貯水池であり、海軍が高度な技術を擁していたことを窺い知ることができる大変貴重な施設です。現在は白仁田簡易水道、十文野専用水道、野中専用水道の水源となっているほか、佐世保市の水道水にも使用しています。



岡本水源地全景



第 1 貯水池取水塔



第 2 貯水池



第 2 貯水池建設の様子(明治 33 年ごろ)



1.4.1.1 資料編(事業部編・水道)



(2) 貯水施設

豊水時の水を貯留し、降水量の変動を吸収して、取水の安定を図る水道施設です。

地区	名称	外観	施設能力等	地区	名称	外観	施設能力等
佐世保 北部	山の田		有効貯水量 551,000 m ³ 許可取水量 0.073 m ³ /s (6,300 m ³ /日)	佐世保 南部	下の原		有効貯水量 2,182,000 m ³ 許可取水量 0.171 m ³ /s (14,800 m ³ /日)
	転石		有効貯水量 233,000 m ³ 許可取水量 0.031 m ³ /s (2,700 m ³ /日)	吉井	踊瀬		有効貯水量 48,000 m ³ 許可取水量 0.0139 m ³ /s (1,200 m ³ /日)
	菰田		有効貯水量 1,462,000 m ³ 許可取水量 0.146 m ³ /s (12,600 m ³ /日)	小佐々	つづら		有効貯水量 86,000 m ³ 許可取水量 0.0286 m ³ /s (2,470 m ³ /日)
	相当		有効貯水量 400,000 m ³ 許可取水量 0.066 m ³ /s (5,700 m ³ /日)		楠泊		有効貯水量 6,000 m ³ 計画取水量 0.0056 m ³ /s (480 m ³ /日)
	川谷		有効貯水量 1,610,000 m ³ ※1 許可取水量 0.154 m ³ /s (13,300 m ³ /日)	鹿町	樋口		有効貯水量 67,000 m ³ 許可取水量 0.0058 m ³ /s (500 m ³ /日)

※1 川谷ダムは5月1日～9月30日の洪水警戒時の間、貯水容量 1,350,000 m³となります。

1.4.1.1 資料編(事業部編・水道)

(3) 導水施設(導水管)

取水施設を経た水を浄水場まで導く施設です。

(単位：m)

管轄 \ 口径	φ50	φ65	φ75	φ100	φ125	φ150	φ200	φ250	φ300
佐世保地区	0	0	0	310	0	2,044	2,231	0	8,340
吉井地区	0	0	0	380	270	0	114	222	0
小佐々地区	159	0	3,735	762	0	2,229	2,316	296	104
江迎地区	0	0	2,097	119	0	0	492	0	0

管轄 \ 口径	φ350	φ400	φ450	φ500	φ600	φ700	φ800	合計
佐世保地区	7,810	850	9,572	19,630	6,329	4,468	233	61,817
吉井地区	0	0	0	0	0	0	0	986
小佐々地区	0	0	0	0	0	0	0	9,601
江迎地区	0	0	0	0	0	0	0	2,708

(4) 浄水施設

水源から送られた原水を飲用に適するよう処理する施設です。

地区	名称	外観	ろ過方式	地区	名称	外観	ろ過方式
佐世保 北部	山の田		緩速 公称能力 33,500 m ³ /日	佐世保 南部	広田		急速 公称能力 36,000 m ³ /日
	大野		急速 公称能力 35,000 m ³ /日	吉井	御橋		急速 公称能力 1,440 m ³ /日
	柚木		急速 公称能力 14,000 m ³ /日		踊瀬		緩速 公称能力 1,200 m ³ /日

1.4.1.1 資料編(事業部編・水道)

地区	名称	外観	ろ過方式	地区	名称	外観	ろ過方式
小佐々	田原		急速 公称能力 3,520 m ³ /日	江迎	江迎		急速 公称能力 900 m ³ /日
	楠泊		緩速 公称能力 480 m ³ /日		潜竜		緩速 公称能力 2,100 m ³ /日

(5) 送・配水施設

各浄水施設において飲用に適するように作られた浄水を使用者の皆様へお送りする施設です。

①送水管路

(単位：m)

口径 管轄	φ50	φ75	φ100	φ125	φ150	φ200	φ250	φ300
佐世保地区	10,006	24,784	9,632	0	22,293	5,613	9,282	4,837
吉井地区	5,792	5,267	3,785	0	1,263	274	0	0
小佐々地区	4,152	648	2,085	512	388	5,202	808	0
江迎地区	3,635	6,021	378	0	350	40	0	0

口径 管轄	φ350	φ400	φ450	φ500	φ600	φ700	φ800	合計
佐世保地区	19,105	1,296	305	82	28	0	0	107,263
吉井地区	0	0	0	0	0	0	0	16,381
小佐々地区	0	0	0	0	0	0	0	13,795
江迎地区	0	0	0	0	0	0	0	10,424



1.4.1.1 資料編(事業部編・水道)



②配水管路

(単位：m)

口径 管轄	φ50	φ75	φ100	φ125	φ150	φ200	φ250	φ300
佐世保地区	236,642	99,211	214,847	0	263,848	85,776	54,957	21,923
吉井地区	19,528	29,673	9,577	0	6,426	2,426	644	0
小佐々地区	11,561	21,948	12,788	6	8,991	4,762	505	0
江迎地区	16,313	26,274	18,375	0	13,607	2,317	0	0

口径 管轄	φ350	φ400	φ450	φ500	φ600	φ700	φ800	合計
佐世保地区	31,565	13,927	11,518	8,276	8,302	6,653	7,120	1,064,565
吉井地区	219	0	0	0	0	0	0	68,493
小佐々地区	0	0	0	0	0	0	0	60,561
江迎地区	0	0	0	0	0	0	0	76,886

③送・配水施設

地 区	ポンプ所箇所数	配水池箇所数
佐世保地区	77 箇所	126 箇所
吉井地区	17 箇所	13 箇所
小佐々地区	19 箇所	22 箇所
江迎地区	10 箇所	13 箇所



1.4.1.2 資料編(事業部編・簡易水道)



本市は、山からすぐ海に臨んでおり、平坦地に乏しく、地形的に給水条件の困難箇所があります。したがって、給水困難な農山村については簡易水道事業及び飲料水供給施設事業により水道水の供給が行われています。

(1) 簡易水道事業

本市は、下記の地区を簡易水道事業として運営しています。

① 佐世保地区

No	名称	一日最大給水量		No	名称	一日最大給水量	
		計画	実績(H24年度)			計画	実績(H24年度)
1	白仁田簡易水道	40m ³	82m ³	7	東下岳簡易水道	26m ³	11m ³
2	黒島本村地区簡易水道	40m ³	61m ³	8	平松簡易水道	109m ³	69m ³
3	田代簡易水道	30m ³	45m ³	9	潜木・戸平田地区簡易水道	93m ³	58m ³
4	上原・桑木場地区簡易水道	24m ³	48m ³	10	下宇戸・川谷地区簡易水道	48m ³	31m ³
5	赤木簡易水道	64m ³	75m ³	11	筒井・西下岳地区簡易水道	52m ³	20m ³
6	上木場簡易水道	70m ³	66m ³	12	弓張・高笠地区簡易水道	77m ³	66m ³

② 世知原地区

No	名称	一日最大給水量	
		計画	実績(H24年度)
1	世知原地区簡易水道	1,385m ³	1,437m ³
2	上野原地区簡易水道	104m ³	169m ³

③ 宇久地区

No	名称	一日最大給水量	
		計画	実績(H24年度)
1	平地区簡易水道	1,450m ³	1,404m ³
2	神浦地区簡易水道	700m ³	709m ³
3	北部地区簡易水道	310m ³	296m ³

④ 小佐々地区

No	名称	一日最大給水量	
		計画	実績(H24年度)
1	矢岳地区簡易水道	204m ³	340m ³

⑤ 鹿町町地区

No	名称	一日最大給水量	
		計画	実績(H24年度)
1	鹿町北部地区簡易水道	1,160m ³	1,312m ³
2	船ノ村地区簡易水道	93m ³	93m ³
3	歌ヶ浦地区簡易水道	786m ³	877m ³
4	神林地区簡易水道	298m ³	341m ³



1.4.1.2 資料編(事業部編・簡易水道)



(2) 飲料水供給施設事業

本市は、下記の地区を飲料水供給施設事業として運営しています。

No	名称	一日最大給水量	
		計画	実績(H24年度)
1	上開作飲料水供給施設	16m ³	24m ³
2	下開作飲料水供給施設	26m ³	16m ³

【用語説明】

本資料中（水道）の用語の意味を記載しております。

用語	内容
行政区域内人口	佐世保市内の住民基本台帳人口と佐世保市内の外国人登録の合計。
給水人口	給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。 ただし、給水区域外からの通勤者や観光客は給水人口に含まれない。
普及率	人口に対する給水人口の割合。 普及率＝給水人口÷給水区域内人口
給水戸数	給水契約の対象となっている戸数。
総給水量	給水区域に対して給水した実績水量をいう。
有収水量	料金徴収の基礎となった水量。
一日平均給水量	総給水量を365日（うるう年は366日）で除したもの。
有収率	総給水量に対する有収水量の割合。 有収率＝有収水量÷総給水量
配水管	配水本管と配水支管からなる。配水本管は、配水支管へ浄水を輸送する役割をもち、配水支管は、本管から受けた浄水を給水管に分岐する役割をもつ。
職員数	水道事業に係る職員の数をいう。
供給単価	有収水量1m ³ あたりの収益（収入）をいう。
給水原価	有収水量1m ³ あたりの費用（支出）をいう。
有収水量	料金徴収の基礎となった水量をいう。
有効無収水量	使用上無効と見られる水量のこと。無収水量ともいう。
有効水量	総給水量のうち、漏水等を除いて有効に利用された水量。
有効率	総給水量に対する有効水量の割合。 有効率＝有効水量÷総給水量
漏水量	配水本支管及び水道メーター上流の給水管から漏れている水のこと。
簡易水道事業	計画給水人口が5,000人以下である水道によって水を供給する水道事業をいう。 （水道法3条3項）
飲料水供給施設	給水人口が100人以下の地域において、人の飲用に供する水を供給する施設等の総体をいう。計画給水人口が100人以下であるため、水道法に基づく水道事業には該当しない。主に他の水道給水区域と離れているなど、他の水道に接続していないため、その区域のみに水道を供給する必要がある場合に設置される。

参考文献 日本水道協会編「水道用語辞典 第二版」



1.4.1.3 資料編(事業部編・水質)



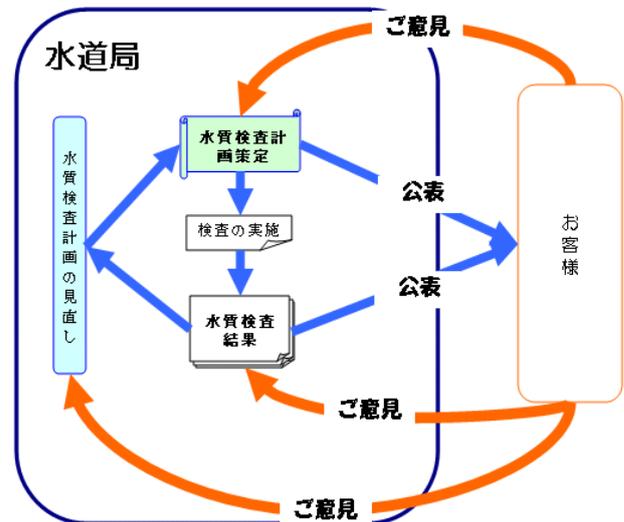
水道水の水質は、水道法に定められた水質基準を満たしていなければなりません。水道局では、皆さんに安全な水道水を提供するため様々な検査を行っています。

(基本方針)

- ① 水質検査は、浄水場の系統を代表する給水栓(蛇口)、浄水場の入口である貯水池・河川水などの原水で行いました。
- ② 水質検査は、水道法で義務づけられている項目および水質管理上必要と判断される項目について行いました。
- ③ 検査頻度は、水源の種類、検査項目のこれまでの状況などを考慮して決めました。
- ④ 佐世保地域・簡易水道については、分析機器の整備上、自己検査と検査機関委託(厚生労働大臣の登録を受けた検査機関)に分けて行い、また、世知原・吉井・小佐々・宇久・江迎・鹿町地域については全項目を検査機関に委託し、水道水の安全性の確保に努めました。

(水質検査計画の作成・公表)

水質検査計画は毎年度作成し、ホームページで公表します。なお、水質検査計画については、毎年度見直しを行い、状況に応じてその都度改正します。



(平成24年度の水質検査概要)

水道局では、水道法に基づき、水質検査を行っております。

詳細な水質検査結果についてはホームページにて公表しております。

検査概要は、以下の通りです。

毎月検査：おおむね1か月に1回以上行う項目検査

4回/1年検査：おおむね3か月に1回以上行う項目検査

1回/1年検査：4回/1年検査の項目について、一定の条件を満たし、省略が可能とされる項目検査



1.4.2.1 資料編(経営管理部編・料金)



(1) 水道料金表(2か月料金)

※下記料金表により算出した額に別途消費税等を加算

用途別	基本料金		超過料金(1 m ³ につき)	
	基本水量	金額	水量	金額
一般	20 m ³ まで	2,968 円	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	233 円
	ただし、 使用水量が 10 m ³ 以下の場合、 1,728 円となります。		40 m ³ を超え 100 m ³ まで	253 円
			100 m ³ を超え 200 m ³ まで	273 円
			200 m ³ を超え 400 m ³ まで	302 円
			400 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	305 円
			1,000 m ³ を超え 2,000 m ³ まで	309 円
			2,000 m ³ を超えるもの	312 円
公衆浴場	200 m ³ まで	7,846 円	200 m ³ を超えるもの	60 円
私設消火栓	演習 1 回 (10 分間以内)につき	2,935 円		

算出方法(例) 2 か月で 50 m³使用した場合(消費税込み)

$$\left(\underset{\text{(20 m}^3\text{までの基本料金)}}{2,968\text{円}} + \underset{\text{(超過料金)}}{(20\text{ m}^3 \times 233\text{円})} + \underset{\text{(消費税の加算)}}{(10\text{ m}^3 \times 253\text{円})} \right) \times 1.05 = 10,665\text{円}$$

(2) 水道料金収入状況(税抜き)

(単位:円)

区分	平成 22 年度決算	平成 23 年度決算	平成 24 年度決算
一般	5,759,211,707	5,883,703,809	5,790,409,337
公衆浴場	543,024	446,079	396,012
私設消火栓	8,805	8,805	5,870
合計	5,759,763,536	5,884,158,693	5,790,811,219



1.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



佐世保市水道事業損益計算書(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

当年度事業の経営成績を表したものが損益計算書です。経営成績とは、結果として一年間にどのくらい利益を出したのか、損失が生じたのかを表現しています。

水道事業収益(営業収益+営業外収益+特別利益) — 水道事業費用(営業費用+営業外費用+特別損失)
= 利益(黒字) または 損失(赤字)

1	営業収益	円	円	円
	(1) 給水収益	5,790,811,219		
	(2) 加入金	51,070,000		
	(3) 受託工事収益	2,244,707		
	(4) その他営業収益	57,747,101	5,901,873,027	
2	営業費用	円	円	円
	(1) 原水費	213,826,167		
	(2) 浄水費	670,311,231		
	(3) 配給水費	1,150,518,342		
	(4) 受託工事費	2,244,707		
	(5) 業務費	309,280,337		
	(6) 総係費	315,247,797		
	(7) 減価償却費	1,748,527,855		
	(8) 資産減耗費	15,286,898	4,425,243,334	
	営業利益			1,476,629,693
3	営業外収益	円	円	円
	(1) 受取利息及び配当金	1,672,264		
	(2) 他会計補助金	369,012,367		
	(3) 雑収益	30,709,498	401,394,129	
4	営業外費用	円	円	円
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	673,657,527		
	(2) 雑支出	55,704,135	729,361,662	△ 327,967,533
	経常利益			1,148,662,160
5	特別利益	円	円	円
	(1) 過年度損益修正益	6,651,936	6,651,936	
6	特別損失	円	円	円
	(1) 過年度損益修正損	14,769,399	14,796,399	△ 8,144,463
	当年度純利益			1,140,517,697
	前年度繰越利益剰余金			0
	当年度未処分利益剰余金			1,140,517,697



1.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



佐世保市水道事業損益計算書 (H22～H24)

	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	金額(円)	構成比率(%)	金額(円)	構成比率(%)	金額(円)	構成比率(%)
水道事業収益	6,304,641,692	100.0	6,425,122,037	100.0	6,309,919,092	100.0
営業収益	5,863,120,521	93.0	5,973,279,756	93.0	5,901,873,027	93.5
給水収益	5,759,763,536	91.3	5,884,158,693	91.6	5,790,811,219	91.8
加入金	37,940,000	0.6	36,640,000	0.6	51,070,000	0.8
受託工事収益	10,003,690	0.2	733,203	0.0	2,244,707	0.0
その他営業収益	55,413,295	0.9	51,747,860	0.8	57,747,101	0.9
営業外収益	441,521,171	7.0	451,683,658	7.0	401,394,129	6.4
受取利息及び配当金	0	0.0	2,442,952	0.0	1,672,264	0.0
他会計補助金	408,924,302	6.5	412,620,025	6.4	369,012,367	5.9
県補助金	32,596,869	0.5	36,620,681	0.6	30,709,498	0.5
雑収益	0	0.0	158,623	0.0	6,651,936	0.1
特別利益	0	0.0	2,442,952	0.0	1,672,264	0.0
水道事業費用	5,311,708,676	100.0	5,254,097,810	100.0	5,169,402,395	100.0
営業費用	4,551,901,198	85.7	4,501,901,561	85.7	4,425,243,334	85.6
原水費	165,874,434	3.1	186,259,577	3.6	213,826,167	4.1
浄水費	726,975,044	13.7	744,432,531	14.2	670,311,231	13.0
配給水費	1,162,120,873	21.9	1,115,848,218	21.2	1,150,518,342	22.3
受託工事費	10,320,380	0.2	733,280	0.0	2,244,707	0.0
業務費	335,482,792	6.3	310,732,206	5.9	309,280,337	6.0
総係費	350,647,857	6.6	344,916,958	6.6	315,247,797	6.1
減価償却費	1,794,005,898	33.8	1,793,742,724	34.1	1,748,527,855	33.8
資産減耗費	6,473,920	0.1	5,236,067	0.1	15,286,898	0.3
営業外費用	741,256,003	13.9	731,925,605	13.9	729,361,662	14.1
支払利息及び企業債取扱諸費	723,947,052	13.6	699,240,366	13.3	673,657,527	13.0
雑支出	17,308,951	0.3	32,685,239	0.6	55,704,135	1.1
特別損失	18,551,475	0.4	20,270,644	0.4	14,796,399	0.3
当年度純利益(△純損失)	992,933,016		1,171,024,227		1,140,517,697	



1.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



佐世保市水道事業貸借対照表（平成25年3月31日）

事業の財政状態（資金の外部調達（負債・資本）と、調達した資金の投資・運用状況（資産））を表す表です。

資 産 の 部		
1 固定資産	円	円
（1）有形固定資産	58,101,556,450	
（2）無形固定資産	529,368,748	
（3）投資	267,000,000	
固定資産合計		58,897,925,198
2 流動資産	円	円
（1）現金預金	5,219,538,100	
（2）未収金	1,291,997,348	
（3）有価証券	900,000	
（4）貯蔵品	32,351,864	
流動資産合計		6,544,787,312
資産合計（1+2）		65,442,712,510
負 債 の 部		
3 固定負債	円	円
（1）他会計借入金	300,000,000	
（2）引当金	327,191,442	
固定負債合計		627,191,442
4 流動負債		
（1）未払金	2,354,460,813	
（2）その他流動負債	20,064,877	
流動負債合計		2,374,525,690
負債合計（3+4）		3,001,717,132
資 本 の 部		
5 資本金	円	円
（1）自己資本金	14,986,140,969	
（2）借入資本金	28,478,234,064	
資本金合計		43,464,375,033
6 剰余金		
（1）資本剰余金	17,836,102,648	
（2）利益剰余金	1,140,517,697	
剰余金合計		18,976,620,345
資本合計		62,440,995,378
負債資本合計（3+4+5+6）		65,442,712,510

資産合計（65,442,712,510）＝負債資本合計（65,442,712,510）となることからバランスシートといいます。



1.4.3 水道事業業務実績



(1) 水道事業業務実績

年度		2 2	2 3	2 4
項目				
人	口 (人)	264,465	263,326	261,775
給	水 人 口 (人)	259,193	258,060	256,546
普	及 率 (%)	98.0	98.0	98.0
給	水 戸 数 (戸)	117,765	118,514	118,220
総	給 水 量 (m ³)	30,797,796	30,344,366	30,311,174
有	収 水 量 (m ³)	26,197,309	26,048,845	25,704,748
			26,045,406	25,703,627
(一 般 家 庭 用)	(m ³)	17,784,160	17,814,159	17,712,260
(官 公 署 用)	(m ³)	2,249,280	2,131,120	2,170,566
(学 校 用)	(m ³)	617,892	609,101	616,254
(病 院 用)	(m ³)	865,085	850,258	799,994
(事 務 所 用)	(m ³)	351,323	349,838	343,456
(営 業 用)	(m ³)	2,788,258	2,717,017	2,591,382
(工 場 用)	(m ³)	1,511,094	1,543,366	1,443,532
(そ の 他)	(m ³)	30,217	30,547	26,183
一 日 最 大 給 水 量	(m ³)	95,413	92,570	92,604
一 日 平 均 給 水 量	(m ³)	84,378	82,908	82,195
有	収 率 (%)	85.1	85.8	85.7
配 水 管 延 長	(m)	1,448,864	1,452,690	1,454,760
職 員 数	(人)	183	173	166
供 給 単 価	(円)	219.86	225.92	225.29
給 水 原 価	(円)	201.66	200.92	200.45

平成 23 年度及び平成 24 年度の年間総有収水量は、「上段=水道料金の対象となった水量+消防用水量」、「下段=水道料金の対象となった水量」を記載

(2) 配水状況

年度		2 2	2 3	2 4
項目				
配	水 量 (千 m ³)	30,798	30,344	30,011
年 間 有 効 水 量	有 収 水 量 (千 m ³)	26,198	26,049	25,705
	%	85.1	85.8	85.7
	有 効 無 収 水 量 (千 m ³)	839	775	738
	%	2.7	2.6	2.5
有	効 率 (%)	87.8	88.4	88.1
無 効	漏 水 量 等 (千 m ³)	3,761	3,520	3,558
水 量	%	12.2	11.6	11.9

天 水 道

2.1 事業沿革

佐世保市下水道のあゆみ (下水道の創設)

本市の下水道事業は、昭和21年度から戦災復興土地区画整理事業の一環として合流式（汚水・雨水を一緒に流す方式）として計画されましたが、昭和23年の集中豪雨により従来の計画を見直し、汚水と雨水を分離する分流式としました。昭和24年度に認可を受け事業に着手し、昭和36年9月に供用を開始しました。

(事業経過)

本市の公共下水道の全体計画（汚水）は、地勢の関係から市の中心部並びに日宇、早岐地区等を含む中部処理区、相浦川流域を主体とした西部処理区及びハウステンボス地区の針尾処理区、平成21年度末合併した江迎川流域を主体とした江迎処理区の4処理区とし、処理区毎に下水道終末処理施設を配置して公共下水道の整備を図るものです。

事業計画区域の整備については、進捗状況並びに本市の財政状況等を勘案し、段階的に整備区域の拡大を図ることとしています。

下水道法事業計画の認可等年月日	計画及び計画変更の概要
昭和24年7月26日	分流式の採用
昭和38年5月28日	処理区域の拡張、計画処理人口の変更等
昭和38年12月9日	終末処理場の計画変更
昭和46年12月13日	処理区域の拡張、計画処理人口の追加等
昭和49年12月12日	処理区の追加
昭和51年8月4日	処理施設内設備、管渠の変更
昭和53年10月6日	処理施設の計画変更
昭和55年7月24日	事業年度の延長、幹線の変更等
昭和57年10月13日	処理地区、施設の追加、排水区の追加
昭和61年3月5日	処理区域の拡張、施設追加
平成1年5月11日	処理区域の拡張、計画処理人口、計画処理能力の変更
平成3年10月8日	処理区域の拡張、処理分区の追加、施設の変更・廃止
平成5年3月22日	汚泥処分法の変更
平成6年11月28日	雨水幹線管渠の変更
平成10年3月27日	処理区域の拡張、処理分区、施設の追加
平成13年8月8日	処理区域の拡張、処理区、施設の追加、再生水利用区域の追加
平成17年6月14日	排水区、施設の追加
平成19年9月18日	全体計画フレーム等の見直し、処理分区、施設の変更追加
平成21年1月30日	雨水幹線の追加及び廃止、排水区、施設の追加
平成22年6月22日	施設、下水放流地点の変更
平成23年3月24日	再生水利用施設の追加、雨水調整池の変更

2.1 事業沿革

(佐世保市上下水道ビジョン)

平成20年4月に水道事業及び下水道事業のマスタープランとなる「佐世保市上下水道ビジョン」を策定しました。これは、国のビジョンや本市の第6次総合計画を踏まえて基本理念を示しています。

基本理念

「信頼される水道及び下水道を次の100年へ」

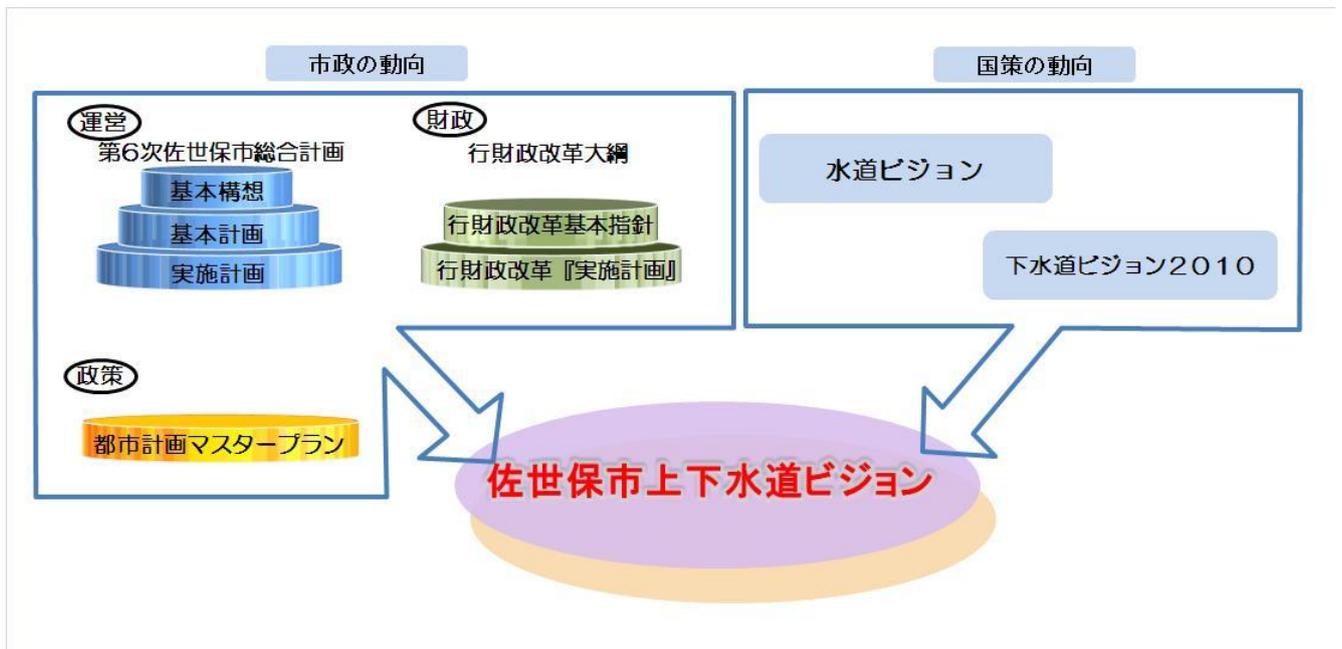
佐世保市上下水道ビジョンのうち下水道事業に関して、基本理念を元に基本方針を示しております。

基本方針

「暮らしを支え、快適な環境をつくる下水道」

「環境に配慮した下水道」

佐世保市水道局では、上記を基本理念として掲げ、基本方針を基に現実の問題・課題に対応しております。



なお、平成24年度は、上下水道ビジョン当初5ヶ年間の「前期計画」の取組みについて総括し、現在の社会情勢等を踏まえて見直し、「後期計画」の策定を行いました。

後期計画は、より計画の実現性を高めるため、具体的な実施計画（アクションプラン）をもち、財政計画とも整合をはかった計画としました。

また、「選択と集中」の考え方により、重点的に実施すべき課題について強力的に推進してまいります。

2.2 平成24年度事業概況

本年度も、「暮らしを支え、快適な環境をつくる下水道」「環境に配慮した下水道」の基本方針をふまえて、下水道施設の維持管理・改良整備及び更新等を実施しました。主な事業概況は次のとおりです。

(排水状況)

有収排水量は、13,175,016 m³で、前年度 13,005,145 m³と比べ 169,871 m³ (1.3%) 増加しました。

(下水道普及促進)

【補助事業】

- ・ 中部処理区（主に有福・広田・早岐・船越地区）の管渠布設（延長1,634m）が完成しました。また西部処理区（主に相浦・新田・日野地区）の管渠布設（延長2,228m）が完成しました。さらに江迎処理区の管渠布設（延長915m）が完成しました。

【単独事業】

- ・ 中部処理区の枝線未整備地区の管渠布設（延長1,529m）が完成しました。また、西部処理区の枝線未整備地区の管渠布設（延長812m）が完成しました。さらに、江迎処理区の枝線未整備地区の管渠布設（延長178m）が完成しました。



【開削工法による工事】



【推進工法による工事】

2.2 平成24年度事業概況

【老朽化施設の更新、機能向上】

- ・ 中部下水処理場整備において、加圧浮上濃縮設備から機械濃縮設備への更新及び受変電設備の更新が完了しました。



【中部下水処理場 機械濃縮設備】



【中部下水処理場 受変電設備】

（水洗便所改造等融資資金利子補給制度）

※平成 22 年度から、水洗便所改造等に係る融資資金の利子補給制度を実施しております。

【水洗便所改造等融資資金にかかる利子補給制度概要・イメージ図】

水洗便所改造等融資資金にかかる利子補給制度

（H22.4.1以降）

公共下水道の処理区域内において、既設の便所を水洗便所に改造するために要する費用を水道局の取扱金融機関等から融資を受け、その融資金を完済した場合、支払利息を補給する制度です。



（経営状況）

事業収益は、3,411,272 千円で前年度 3,375,873 千円に比べ、35,399 千円（1.0%）増加しました。また、事業費用は、3,275,354 千円で前年度 3,231,831 千円に比べ、43,523 千円（1.3%）増加しました。

よって、事業収益から事業費用を差し引いた収支差引きは 135,918 千円の純利益を生じました。



2.3 平成24年度主な出来事



7月

30日、31日 佐世保の水パネル展

国が制定した「水の日」（8月1日）にあわせて水に関するパネル展示を実施しました。



8月

1日 佐世保市公共下水道中長期計画の決定

下水道の整備促進を図るため、市全体の目標として「佐世保市公共下水道中長期計画」を経営戦略会議において決定いたしました。

【中期計画】・・・平成32年度（現事業計画区域内の公道等への下水道の整備完了）

【長期計画】・・・平成40年度（全体計画区域内の公道等への下水道の整備完了）

平成49年度（全体計画区域内の下水道の整備完了）

9月

1日～10日 下水道週間

下水道普及促進のため広報活動を行いました。

- ・下水道普及促進啓発のぼりの掲示
- ・下水道普及促進啓発横断幕の歩道橋への掲示
- ・広報車両による下水道普及促進
- ・パネル展示（9/6～9/11）

9月

10日 下水道排水設備工事優秀施工業者表彰式

第52回「下水道の日」に合わせ下水道排水設備工事優秀施工業者の表彰を行いました。

（表彰対象業者）

- ・クリンビューINAXS
- ・有限会社イマジン



资料汇编



2.4.1.1 資料編(事業部編・下水道)



(1) 下水処理場

佐世保市には4つの下水処理場があります。下水処理場は、汚水を処理し、河川、海（公共の水域又は海域）へ放流するための施設です。

名称	外観	処理能力	名称	外観	処理能力
中部下水処理場		81,500 m ³ /日 (認可計画数値)	針尾下水処理場		3,400 m ³ /日 (認可計画数値)
江迎浄化センター		1,200 m ³ /日 (現有能力数値)	西部下水処理場 (平成22年4月2日供用開始)		5,200 m ³ /日 (現有能力数値)

(2) 中継ポンプ場

中継ポンプ場は下水をポンプ設備で圧送する施設です。ポンプ設備以外にも、ゴミを取り除く設備や臭気を除去する設備などを有しています。

名称	外観	処理能力	名称	外観	処理能力
平瀬ポンプ場 (中部処理区)		24,610 m ³ /日 (認可計画数値)	大塔ポンプ場 (中部処理区)		13,133 m ³ /日 (現有能力数値)
天神ポンプ場 (中部処理区)		3,256 m ³ /日 (認可計画数値)	船越ポンプ場 (中部処理区)		1,551 m ³ /日 (認可計画数値)
鹿子前ポンプ場 (中部処理区)		2,383 m ³ /日 (認可計画数値)	立神ポンプ場 (中部処理区)		4,864 m ³ /日 (現有能力数値)
長坂汚水中継ポンプ場 (江迎処理区)		1,872 m ³ /日 (現有能力数値)	北平汚水中継ポンプ場 (江迎処理区)		1,440 m ³ /日 (現有能力数値)

2.4.1.1 資料編(事業部編・下水道)

(2) -2 中継ポンプ場 (小規模ポンプ場)

(2) -2-1 コンパクト型ポンプ場

ポンプ設備以外の機器を、最小限に減らした比較的小規模のポンプ場です。

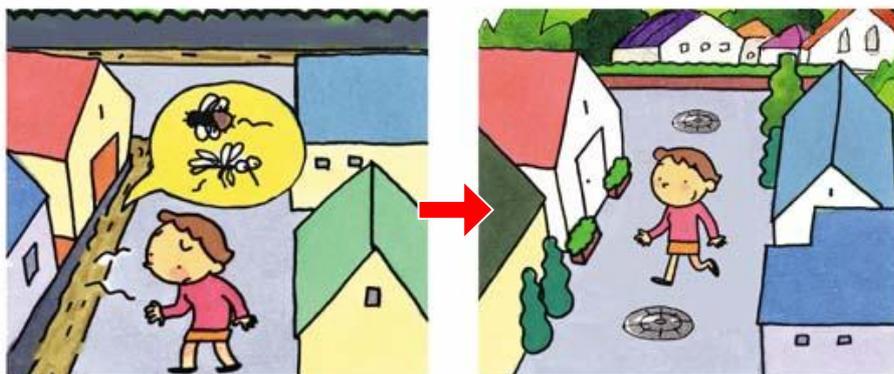
処理区	名称
中部処理区	クレールの丘1号中継ポンプ場及びクレールの丘2号中継ポンプ場の2箇所
針尾処理区	中継ポンプ場4箇所

(2) -2-2 マンホール形式ポンプ場

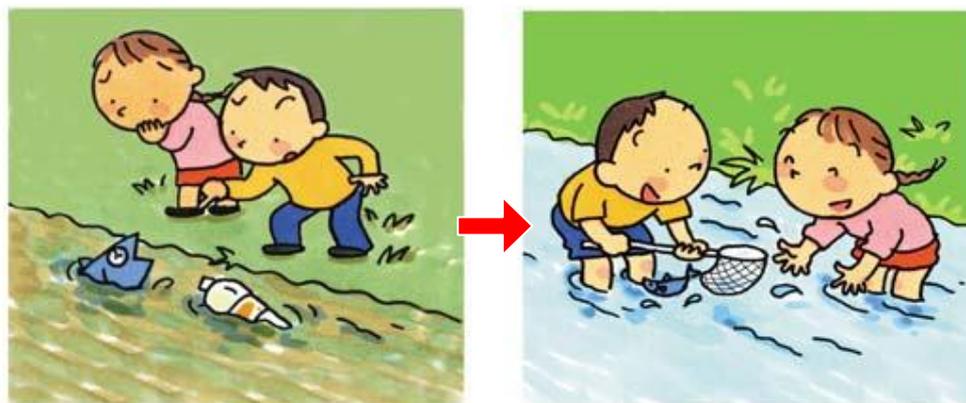
下水を送水するために必要なポンプ設備のみを持った、最も小規模なポンプ場です。

処理区	箇所数
中部処理区	36箇所
西部処理区	9箇所
江迎処理区	10箇所

下水道の整備で快適なくらし



生活環境の向上



河川の浄化

2.4.1.1 資料編(事業部編・下水道)

(3) 水洗化の普及促進

公共下水道が整備され、使用可能となった処理区域内では、遅滞なく公共下水道へ下水を排除するため、くみ取り便所を水洗便所に改造するなど、排水設備の設置が下水道法等によって義務付けられております。

本市においては、水洗化の促進を図るため、公共下水道の整備と同時に排水設備の設置を促すことはもとより、水洗化期限(公共下水道の整備から3年以内)の到来した未水洗家屋に対し、戸別訪問による指導を行っているほか、下水道について市民の関心と理解を深めてもらうため、あらゆる機会を利用してPRを行う等、普及促進に努めております。

(4) 排水設備普及状況

区分		年度	22年度	23年度	24年度
戸 数	① 処理区域内戸数 (戸)	中部	60,385	61,490	61,620
		西部	2,217	2,672	3,566
		針尾	303	316	332
		江迎	1,293	1,378	1,447
		計(A)	64,198	65,856	66,965
	② 水洗化戸数 (戸)	中部	55,180	55,822	56,592
		西部	1,705	1,910	2,068
		針尾	303	316	332
		江迎	923	952	1,034
		計(B)	58,111	59,000	60,026
人 口	③ 行政区域内人口(人) (C)		264,465	263,326	261,775
	④ 処理区域内人口 (人)	中部	137,499	137,164	134,753
		西部	5,607	6,405	8,403
		針尾	543	582	614
		江迎	2,999	3,202	3,364
		計(D)	146,648	147,353	147,134
	⑤ 水洗化人口 (人)	中部	126,159	124,652	123,887
		西部	4,426	4,819	5,112
		針尾	543	582	614
		江迎	2,153	2,235	2,406
計		133,281	132,288	132,019	
⑥ 普及率(%) (D/C)			55.45	55.96	56.21
⑦ 水洗化率(%) (B/A)			90.52	89.59	89.64



2.4.1.2 資料編(事業部編・再生水)



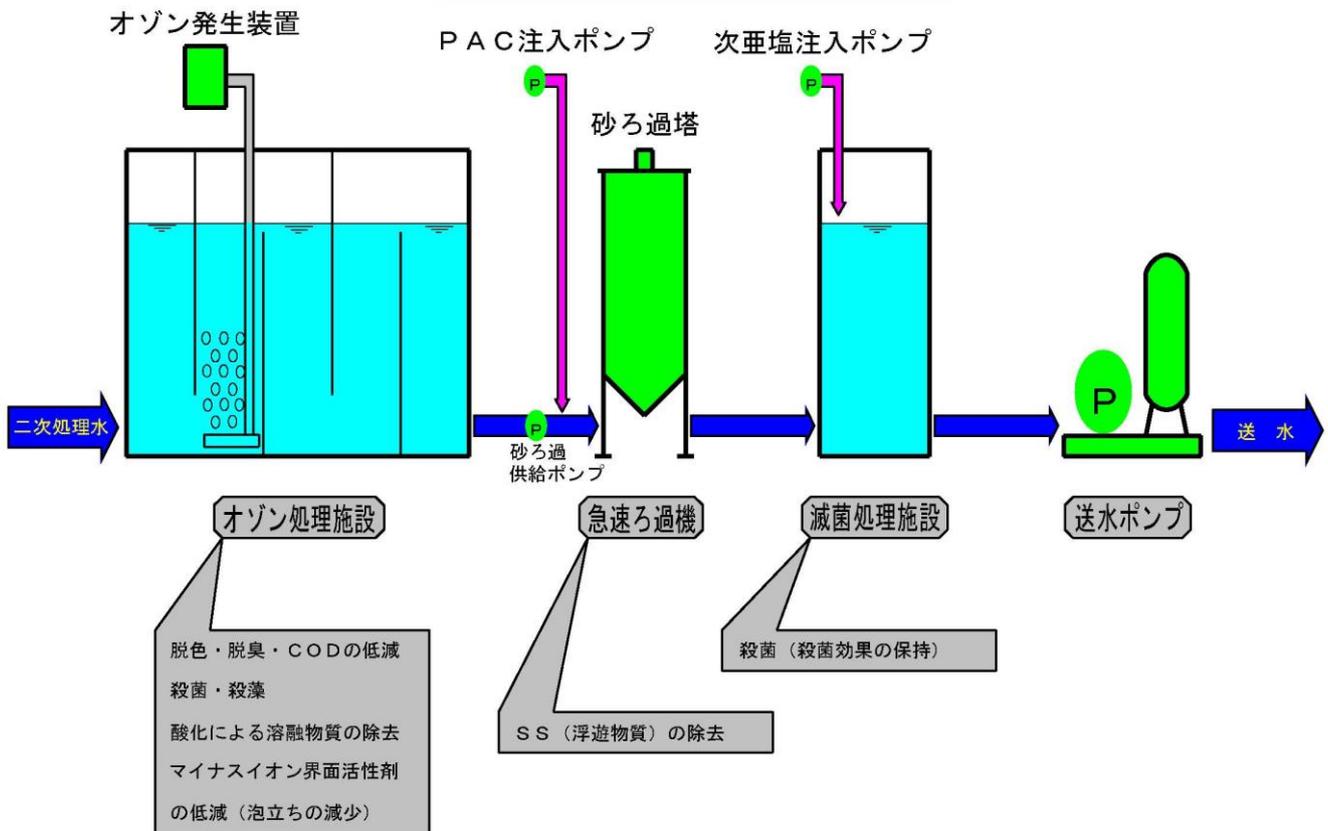
(再生水の利用)

循環型社会の形成という面から、下水処理水の再利用を促進し、水の有効利用を進めています。

名称	外観	施設内部	送水能力
再生水施設 (中部下水処理場)			500 m ³ /日

(再生水処理施設 フローシート)

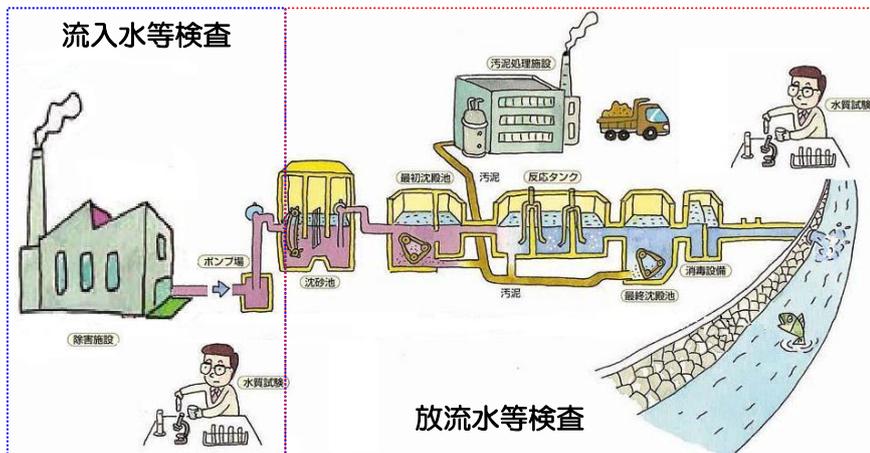
再生水処理施設フローシート



2.4.1.3 資料編(事業部編・水質)

水道局では、各家庭や事業所から排出された下水を、市内4か所の下水処理場で処理しています。

下水処理場への流入水と下水処理場から公共用水域への放流水、および下水処理工程を管理するため水質検査・汚泥検査をおこなっています。



流入水は微生物を利用した活性汚泥法により適切に処理されています。

放流水は法律で水質基準が定められており、定期的な検査を行って周辺環境の水質保全に努めています。

平成23年度 中部下水処理場放流水の水質検査実績（年間平均値）

項目	放流水	放流基準（単位）
pH（水素イオン濃度）	7.3	5.8～8.6
SS（浮遊物質）	13	40（mg/l）
BOD（生物化学的酸素要求量）	11	15（mg/l）
T-N 全窒素	25	60（mg/l）（日間平均）
T-P 全りん	1.5	8（mg/l）（日間平均）
大腸菌群数	0	3,000（個/c m ³ ）

※上記表上の各項目はどれも水の汚れ具合を表すもので、pHを除いて、値が低いほど水がきれいであると言えます。

また、環境対策の一環として下水処理水を高度処理し再生水を作り佐世保駅周辺に供給しています。再生水は佐世保市再生水事業実施要綱により水質基準が定められており、水質が水洗トイレや散水に利用可能であるか検査を行っています。



2.4.2.1 資料編(経営管理部編・使用料及び負担金)



(1) (2か月料金)

※下記料金表により算出した額に別途消費税等を加算

種別	基本使用料		超過使用料(1 m ³ につき)	
	基本排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
一般汚水	20 m ³ まで	1,856 円	20 m ³ を超え 40 m ³ まで	131 円
	ただし、 排除汚水量が 10 m ³ 以下の場合、 1,426 円となります。		40 m ³ を超え 100 m ³ まで	160 円
			100 m ³ を超え 200 m ³ まで	202 円
			200 m ³ を超えるもの	227 円
公衆浴場汚水	1 m ³ につき		5 円	

算出方法(例) 2か月で 50 m³使用した場合(消費税込み)

$$\left(\underbrace{1,856 \text{ 円}}_{(20 \text{ m}^3 \text{ までの基本使用料})} + \underbrace{(20 \text{ m}^3 \times 131 \text{ 円}) + (10 \text{ m}^3 \times 160 \text{ 円})}_{(超過使用料)} \right) \times 1.05 = 6,379 \text{ 円}$$

(消費税の加算)

(2) 下水道事業受益者負担金制度

① 受益者負担金とは

衛生的で住みよい環境をつくるためには、公共下水道の整備を急がなければなりません。しかし、公共下水道を整備するためには、多くの建設資金と長い年月を要します。下水道施設は道路や公園のようにだれもが利用できるものではなく、限られた区域の人しか利用できません。この下水道を、市民のみなさんからいただく税金だけでつくったのではまだ整備されていない区域に住んでいる方々にと



って、大変不公平になります。そこで、公共下水道の整備によってその利用を受ける区域の土地所有者などのみなさんに事業費の一部を負担していただき、下水道を一日も早く整備しようというのが受益者負担金の制度です。

本市では、昭和37年度までに下水道施設の整備が完了した102.08ha区域に対し、昭和38年度から下水道受益者負担金の賦課徴収を開始しました。

現在は、昭和47年10月佐世保都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(47年条例第43号)に基づいて負担していただいております。



2.4.2.1 資料編(経営管理部編・使用料及び負担金)



②負担金の額および実績

(江迎負担区以外)

負担区の負担金の総額 = 当該負担区 × 受益者の土地面積

負担区 (主な地区)	1 m ² あたり 負担金	負担区 (主な地区)	1 m ² あたり 負担金
第1負担区 (旧市街地)	106 円	第5負担区 (もみじが丘・大塔地区)	460 円
第2負担区 (旧市街地の周辺地区)	161 円	第6負担区 (早岐・広田・船越地区)	465 円
第3負担区 (鹿子前地区)	310 円	第7負担区 (有福・相浦・日野地区)	465 円
第4負担区 (天神・黒髪・日宇地区)	400 円		

※負担金額の算定については、事業に要する経費を根拠としています。従って、負担金額は一律のものとして算定するのではなく、事業実施年度や地域の状況により、市内を幾つかの区域に分割し、それぞれの区域について負担金を決定するという方法をとっています。

(平成24年度賦課実績)

総地積	賦課地積	調定額
453,338 m ²	345,041 m ²	130,251,630 円

(江迎負担区)

受益者が保管する市の水道メーター口径に応じ、下表に定める額

水道メーター口径	金額
20 ミリメートル以下	100,000 円
25 ミリメートル	174,000 円
30 ミリメートル	275,000 円
40 ミリメートル	565,000 円
50 ミリメートル	988,000 円
75 ミリメートル以上	2,723,000 円

(平成24年度賦課実績)

賦課件数	調定額
696 件	9,528,400 円



2.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



佐世保市下水道事業損益計算書（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）

当年度事業の経営成績を表したものが損益計算書です。経営成績とは、結果として一年間にどのくらい利益を出したのか、損失が生じたのかを表現しています。

下水道事業収益（営業収益＋営業外収益）－下水道事業費用（営業費用＋営業外費用＋特別損失）

＝利益（儲け・黒字）または 損失（損・赤字）

1	営業収益	円	円	円
	(1) 下水道使用料	1,943,251,378		
	(2) 雨水処理負担金	96,391,636		
	(3) その他営業収益	43,645,414	2,083,288,428	
2	営業費用	円	円	円
	(1) 管渠費	382,542,328		
	(2) ポンプ場費	73,609,225		
	(3) 処理場費	713,818,318		
	(4) 総係費	209,451,022		
	(5) 減価償却費	1,109,304,020		
	(6) 資産減耗費	1,420,100	2,490,145,013	
	営業損失			406,856,585
3	営業外収益	円	円	円
	(1) 受取利息及び配当金	1,225,589		
	(2) 他会計補助金	1,322,884,335		
	(3) 雑収益	3,680,777	1,327,790,701	
4	営業外費用	円	円	円
	(1) 負担金徴収事務費	44,884,061		
	(2) 支払利息及び企業債取扱諸費	662,422,548		
	(3) 雑支出	69,071,711	776,378,320	551,412,381
	経常利益			144,555,796
5	特別利益	円	円	円
	(1) 固定資産売却益	189,557		
	(2) 過年度損益修正益	2,852	192,409	
6	特別損失	円	円	円
	(1) 過年度損益修正損	6,740,343		
	(2) その他特別損失	2,090,380	8,830,723	△8,638,314
	当年度純利益			135,917,482
	前年度繰越欠損金			4,301,770,582
	当年度未処理欠損金			4,165,853,100



2.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



佐世保市下水道事業損益計算書 (H22～H24)

	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	金額 (円)	構成比率 (%)	金額 (円)	構成比率 (%)	金額 (円)	構成比率 (%)
下水道事業収益	3,302,227,747	100.0	3,375,872,602	100.0	3,411,271,538	100.0
営業収益	1,998,511,192	60.5	2,053,841,236	60.9	2,083,288,428	61.1
下水道使用料	1,891,425,177	57.3	1,913,516,641	56.7	1,943,251,378	57.0
雨水処理負担金	104,006,682	3.1	99,705,172	3.0	96,391,636	2.8
その他営業収益	3,079,333	0.1	40,619,423	1.2	43,645,414	1.3
営業外収益	1,303,716,555	39.5	1,321,958,866	39.1	1,327,790,701	38.9
受取利息及び配当金	843,402	0.0	1,233,189	0.0	1,225,589	0.0
他会計補助金	1,299,297,792	39.4	1,317,681,783	39.0	1,322,884,335	38.8
住宅地域汚水処理施設使用料	2,296,410	0.1	0	0.0	0	0.0
雑収益	1,278,951	0.0	3,043,894	0.1	3,680,777	0.1
特別利益	0	0.0	72,500	0.0	192,409	0.0
下水道事業費用	3,042,890,892	100.0	3,231,830,375	100.0	3,275,354,056	100.0
営業費用	2,275,892,707	74.8	2,403,661,315	74.4	2,490,145,013	76.0
管渠費	250,064,653	8.2	312,242,603	9.7	382,542,328	11.8
ポンプ場費	69,327,399	2.3	70,024,410	2.2	73,609,225	2.2
処理場費	661,112,177	21.7	717,733,964	22.2	713,818,318	21.8
総係費	218,505,320	7.2	207,681,081	6.4	209,451,022	6.4
減価償却費	1,071,212,549	35.2	1,084,986,889	33.6	1,109,304,020	33.8
資産減耗費	5,670,609	0.2	10,992,368	0.3	1,420,100	0.0
営業外費用	758,985,014	24.9	763,459,947	23.6	776,378,320	23.7
負担金徴収事務費	25,176,971	0.8	28,072,864	0.9	44,884,061	1.4
住宅地域汚水処理施設費	0	0.0	0	0.0	0	0.0
支払利息及び企業債取扱諸費	689,870,443	22.7	673,427,671	20.8	662,422,548	20.2
雑支出	43,937,600	1.4	61,959,412	1.9	69,071,711	2.1
特別損失	8,013,171	0.3	64,709,113	2.0	8,830,723	0.3
当年度純利益 (△純損失)	259,336,855		144,042,227		135,917,482	



2.4.2.2 資料編(経営管理部編・財政)



佐世保市下水道事業貸借対照表 (平成25年3月31日)

事業の財政状態(資金の外部調達(負債・資本)と、調達した資金の投資・運用状況(資産))を表す表です。

資 産 の 部		
1 固定資産	円	円
(1) 有形固定資産	83,900,826,261	
(2) 無形固定資産	2,093,500	
(3) 投資	7,197,400	
固定資産合計		83,910,117,161
2 流動資産		
(1) 現金預金	3,867,900,113	
(2) 未収金	163,991,980	
流動資産合計		4,031,892,093
資産合計(1+2)		87,942,009,254
負 債 の 部		
3 固定負債	円	円
(1) 引当金	292,800,000	
固定負債合計		292,800,000
4 流動負債		
(1) 未払金	1,085,932,705	
(2) その他流動負債	2,680,243	
流動負債合計		1,088,612,948
負債合計(3+4)		1,381,412,948
資 本 の 部		
5 資本金	円	円
(1) 自己資本金	17,490,650,444	
(2) 借入資本金	29,275,607,999	
資本金合計		46,766,258,443
6 剰余金		
(1) 資本剰余金	43,960,190,963	
(2) 欠損金	4,165,853,100	
剰余金合計		39,794,337,863
資本合計(5+6)		86,560,596,306
負債資本合計(3+4+5+6)		87,942,009,254

資産合計(87,942,009,254) = 負債資本合計(87,942,009,254) となることからバランスシートといいます。



2.4.3 下水道事業業務実績



項目 \ 年度	2 2	2 3	2 4
人 口 (人)	264,465	263,326	261,775
全 体 計 画 面 積 (ha)	4,936.00	4,936.00	4,936.00
整 備 済 面 積 (ha)	2,791.03	2,877.60	2,934.06
面 整 備 率 (%)	56.5	58.3	59.4
普 及 率 (%)	55.5	56.0	56.2
処 理 区 域 内 戸 数 (戸)	64,198	65,856	66,965
水 洗 化 率 (%)	90.5	89.6	89.6
水 洗 化 戸 数 (戸)	58,111	59,000	60,026
有 収 排 水 量 (m ³)	12,872,825	13,005,145	13,175,016
汚 水 管 延 長 (m)	559,568	576,048	583,808
職 員 数 (人)	60	61	62
処 理 原 価 (円)	233.80	241.37	244.53
内 維 持 管 理 費 (円)	97.0	106.16	110.05
使 用 料 単 価 (円)	146.93	147.14	147.50
年 間 下 水 道 使 用 料 (千円)	1,891,425	1,913,517	1,943,251

【用語説明】本資料中（下水道）の用語の意味を記載しております。

用語	内 容
人 口	佐世保市内の住民基本台帳の人口及び佐世保市内の外国人登録人口の合計。
全 体 計 画 面 積	将来の地域の状況に対応した長期的な下水道整備の実施計画面積。
整 備 済 面 積	排水区域+未供用箇所の管渠整備済み区域の面積。
面 整 備 率	全体計画面積のうち、整備済み面積の率。（未供用面積含む）
普 及 率	下水道が普及状況を示す指標のこと。人口に対する下水道を利用できる人口の割合のこと。下水道普及率・下水道処理人口普及率ともいう。
処 理 区 域 内 戸 数	供用開始（下水道法第9条第2項）の公示がなされている区域の戸数をいう。
水 洗 化 率	処理区域内戸数のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理しているものの割合。
水 洗 化 戸 数	処理区域内戸数のうち、水洗化を完了している戸数のこと。
汚 水 管 延 長	汚水管渠の整備済み延長。（未供用管渠含む）
排 水 区 域	公共下水道により下水を排除することができる地域で、第九条第一項の規定により公示された区域をいう。（下水道法第2条7号）
処 理 区 域	排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる地域で、第九条第二項において準用する同条第一項の規定により公示された区域をいう。（下水道法第2条8号）

機械博士

3.1 機構図

(平成 25年 3月 31 日現在)

	部	課及び準課	係
佐世保市水道事業及び下水道事業管理者	経営管理部	経営管理課	企画調整係
			調達係
			経営係
			職員係
		営業課	業務係
			料金係
	計量係		
	事業部	水道事業課	給水装置係
			建設改良係
			配水係
			維持第一係
			維持第二係
			東部管理係
		(準) 水道計画室	
		水道施設課	水道施設係
			浄水係
			広田浄水場係
		北部管理事務所	北部管理係
		(準) 宇久営業所	
		下水道事業課	下水道普及促進係
			下水道計画係
			下水道建設第一係
			下水道建設第二係
			下水道維持係
		下水道施設課	下水道施設係
	水質管理センター	水道水質係	
		下水道水質係	

3.2 事務分掌

課 名	主な業務内容
経営管理課	<ul style="list-style-type: none"> 条例、規程等及び議案に関すること 企画調整に関すること 上下水道ビジョンに関すること 財産管理に関すること 指定給水装置工事事業者及び下水道排水設備指定工事店に関すること 物品の購入及び工事等の契約に関すること 水道事業及び下水道事業の経営及び財政計画に関すること 水道事業及び下水道事業の予算及び決算に関すること 水道事業及び下水道事業の企業債及び補助金に関すること 職員の身分、服務、勤務条件その他人事に関すること 職員の給与及び福利厚生に関すること 労務管理に関すること
営業課	<ul style="list-style-type: none"> 水道料金、下水道使用料等の納入通知書発行に関すること 収入金全般の調定及び収納に関すること 電子計算業務に関すること 給排水使用及び廃止に関する諸願届の受付及び処理に関すること 料金の精算及び開閉栓に関すること 水道料金等の未納金の督促及び滞納整理、給水の停止処分に関すること 使用水量の計量及び認定に関すること メーターの管理、取替え、試験及び調査に関すること
水道事業課	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置等の工事に伴う審査、検査等に関すること 給水装置等の構造、材質及び施工方法に関すること 小規模開発行為の給水に関すること 給水管の維持管理に関すること 漏水防止に関すること 水道施設の維持管理に関すること 配水管の維持管理に関すること 配水管等の改良工事に関すること 配水管等の布設替工事に伴う監督に関すること
水道計画室	<ul style="list-style-type: none"> 水道事業の認可及び水道水源の確保対策に関すること 水道の総合計画及び改良計画に関すること 水道の拡張工事及び水源対策に係る工事に関すること 開発行為に関すること

課 名	主な業務内容
水道施設課	取水、貯水、導水、浄水及び配水施設の改良工事及び維持管理に関すること 水道施設の電気設備に関すること
北部管理事務所	給水装置の工事に伴う審査、検査に関すること 給水装置等の構造、材質及び施工方法に関すること 漏水防止に関すること 配・給水管の維持管理及び高部揚水に関すること 水源池、取水場及び浄水場の維持管理に関すること 導水管及び送水管の維持管理に関すること
宇久営業所	水道施設の維持管理に関すること 水道料金その他の収入金の収納に関すること
下水道事業課	下水道事業受益者負担金の賦課、収納及び滞納整理に関すること 下水道の普及及び私道等の公共下水道設置要望の事務処理に関すること 下水道の事業計画及び国庫補助事業申請の統括に関すること 開発行為に伴う下水道施設の審査及び指導監督に関すること 下水道管渠施設の設計、施工監督に関すること 下水処理場及びポンプ場施設増改築の土木建築工事に関すること 下水道管渠等の維持管理に関すること 排水設備及び除害施設に関すること 井戸水等の下水道放水量の認定に関すること
下水道施設課	国庫補助事業の申請に関すること 処理施設の増改築計画に関すること 処理施設の建設改良等の設計、施工監督に関すること 処理施設の維持管理に関すること
水質管理センター	水道の水質試験管理に関すること 水道の水質の保持、改善及び研究に関すること 原水の適正な維持に関すること 下水道の水質試験管理に関すること 下水道の水質の保持、改善及び研究に関すること 除害施設管理の指導に関すること